**同等品確認申請について**

仕様書中に同等品を認める旨の記載がある物品については、指定品と同等以上の品物（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができます。

同等品をもって入札を希望する場合は、下記により、別紙「同等品確認申請書」を提出のうえ許可を受けてください。

なお、事前に確認を受けていない同等品（以下「未確認品」という。）で見積もりを行い、その結果落札者となった場合、「未確認品」で契約を締結することはできませんので、ご注意ください。

記

**同等品の定義**

同等品とは、指定品と規格（形状、材質、色等）・品質・性能が指定品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするものであり、価格が概ね指定品と同等程度であるものとします。

**同等品の確認**

同等品により入札（見積）を希望するときは、**令和７年７月17日（木）正午**までに、別紙に同等品の規格や価格等がわかる資料（カタログや仕様書、価格表等）を添付のうえ、企画財政課に提出してください。

なお、指定品が、既に廃番となっている場合も、上記により「同等品確認申請書」を提出してください。

**同等品可否決定の通知**

財政課で取りまとめた「同等品確認申請書」は、物品購入担当課において審査を行い、同等品として認定する場合は同等品確認欄に「○」を、認定しない場合は「×」を記入し、入札日前日の13時までにFAX送信します。

なお、同等品と認められなかった物品をもって、入札することはできませんので、ご注意ください。